

愛知県農業水産局優良建設工事施工業者表彰要領運用基準

- 1 この基準は、愛知県農業水産局優良建設工事施工業者表彰要領（以下「表彰要領」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定める。
- 2 表彰要領第1条の県内の施工業者とは、主たる営業所が県内にある業者とする。
ただし、機械関係工事については、営業所が県内にある業者とする。
- 3 表彰要領第2条の対象工事において、小規模工事（最終契約金額が500万円未満の工事）または施工技術を特に必要としない軽易なものは除外するものとする。
- 4 表彰要領第3条の「工事成績」とは、別に定める工事等成績評定要領の工事成績評定表（以下「評定表」という。）の評定点合計及び工事規模とする。
- 5 表彰要領第3条に定める推薦は次の基準によるものとする。
 - （1）工事成績が優れているもの。
 - （2）建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れているもの。
- 6 表彰要領第3条に定める選考は次の基準によるものとする。
 - （1）優良建設工事施工業者は、年度ごとに選考会議で決定する。
 - （2）選考件数は、対象工事件数の5%程度とする。
- 7 前年度までの過去3年間に次の不適格事項に該当する施工業者は、5（2）の条件を具備しないものとみなす。なお、当該年度の表彰式までの間に（2）から（5）までの不適格事項が発生した場合も同様に取り扱うものとする。
 - （1）評定表の「評定点合計」の各年平均が65点以下のもの。
 - （2）愛知県農業水産局及び農林基盤局事故調査委員会で文書注意以上の措置を受けたことのあるもの。
 - （3）愛知県から指名停止の処分を受けたことのあるもの。
 - （4）施工業者の経営又は役員の素行等から社会的信用が低いもの。
 - （5）その他社会的批判等を受ける又は受ける恐れがあるもの。

また、表彰後に前年度までの過去3年間及び当該年度の表彰式までの間に（2）から（5）までの不適格事項が発生していたことが判明した場合は、その時点で表彰を取り消すものとする。
- 8 表彰要領第4条の会議資料は、農政課長がとりまとめるものとする。
- 9 表彰式は、第3四半期開催を目途とし、場所は名古屋市内とする。
- 10 表彰要領第6条の規定により決定した優良建設工事施工業者を、何らかの理由により表彰しない場合、これに代えて新たな業者を選定しないものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

なお、令和8年度に行う初回表彰における選考件数は、表彰要領第2条に定める工事件数の5%程度及び令和2年度から令和6年度までに完了した工事件数の合計に対して5%程度とする。